

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人シシンと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、障害者自立支援法に基づく、障害者の自立支援及び高齢者の福祉支援を目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業
- ② 障害者自立支援法に基づく地域生活支援及び相談支援事業
- ③ 障害者の職業指導及び職業斡旋事業
- ④ 障害者・高齢者の能力開発訓練事業
- ⑤ 障害者・高齢者の機能回復訓練及びコンサルティング事業
- ⑥ 生命保険の募集に係わる業務及び損害保険代理店事業
- ⑦ 各種印刷物のデザイン・製作・編集事業
- ⑧ インターネット・カタログによる通信販売事業
- ⑨ インターネットを利用した各種情報提供サービス事業
- ⑩ インターネットを利用した輸出入を含む流通販売事業
- ⑪ 各種企業における生産及び流通販売活動の促進を目的とした事業計画の作成・運営事業
- ⑫ 障害者・高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ⑬ 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- ⑭ 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- ⑮ 前各号に掲げる事業に附帯する一切の事業又は関連する事業

第3章 公告の方法

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は官報に掲載する方法により行う。

第4章 社員

(当法人の構成社員)

第 6 条 社員は、当法人の事業に賛同する個人が、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第 7 条 当法人の社員になろうとする者は、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申し込み、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 8 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は社員になった時及び毎月、社員総会において別に定める経費を負担する義務を負う。

(任意退社)

第 9 条 社員は別に定める退社届を提出することにより任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 10 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員の除名することができる。

- ① 法令の定める事由のほか、この定款の規則に違反したとき。
- ② 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な理由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときその資格を喪失する。

- ① 第 8 条の支払い義務を継続して 6 ヶ月分以上履行しなかったとき。
- ② 当該社員が死亡し、または解散したとき。

第 5 章 社員総会

(社員総会の構成)

第 12 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員総会の開催時期)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、臨時社員総会を必要に応じて開催する。

(社員総会の招集権者)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員総会の招集の請求)

第 15 条 総社員の決議権の 10 分の 1 以上の決議権を有する社員は、代表理事に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(社員総会の議長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(社員総会の決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した社員の過半数を持って行う。

(社員総会の決議権)

第 18 条 社員総会における決議権は、社員 1 名につき 1 個とする。

第 6 章 理事

(理事の員数)

第 19 条 当法人の理事は、理事 2 名以上 5 名以内とする。

(代表理事)

第 20 条 当法人に代表理事 1 名を置き理事の互選により定める。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(理事の任期)

第 21 条 理事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 理事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでなお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 22 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第 23 条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 7 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 24 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 25 条 基金は、この法人の解散の時までこれを返還しない。

(基金の返還手続き)

第 26 条 基金は、法令の定めるところに従い社員総会の決定により返還する。

第 8 章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年1月21日に始まり翌年1月20日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出する事ができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第29条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類についてはその承認を受けなければならない。

① 事業報告

② 貸借対照表

③ 損益計算書(正味財産増減計画書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類は主たる事務所に5年間または従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 当定款の変更は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

2 定款変更事由が登記事項にかかる場合は、主たる事務所を管轄する法務局での変更登記申請も併せて行う。

(解散)

第31条 当法人は一般社団法人及び一般財団に関する法律その他法令で定めた事由により解散する。

附 則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成26年1月20日までとする。

(設立時役員)

第 33 条 当法人の設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事 佐久間雅美

設立時理事 原田龍紀

設立時代表理事 佐久間雅美

(設立時社員住所)

第 34 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

京都府京都市山科区西野山桜ノ馬場町 52 番地の 14

設立時社員 佐久間雅美

京都府向日市上植野町地後 3 番地 メゾン河忠 306

設立時社員 原田龍紀

(法令の準拠)

第 35 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般社団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人シシンの設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 25 年 1 月 15 日

設立時社員 佐久間 雅美

設立時社員 原田 龍紀